



平成30年6月7日

各 位

会 社 名 日本道路株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 久松 博三
(コード番号:1884 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員業務リスク管理部長
土井 昭裕
(TEL. 03-6671-9157)

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東京都等が発注する舗装工事の入札に関する独占禁止法違反行為によりまして、平成30年6月7日付けで国土交通省より建設業法第28条第3項の規定に基づき、下記のとおり営業停止処分を受けましたので、お知らせいたします。

本件に関し、株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この処分を厳粛かつ真摯に受け止め、今後より一層、コンプライアンス体制の強化に取り組み、早期の信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事又は民間工事に係るもの

2. 営業停止期間

平成30年6月22日から平成30年7月21日までの30日間

3. 業績に与える影響

業績への影響につきましては、適時開示規則に基づく開示義務に該当する場合は、速やかにお知らせいたします。

以 上